

本県で養魚生産に用いる養魚用水は、アユ養殖では地下水が、マス類では河川水や湧水を中心に使われており、地下水の揚水コスト、河川水の濁水や高水温が経営上の問題の一つとなっています。また、アユの冷水病や異型細胞性鰓病、マス類の伝染性造血器壊死症（IHN）など死亡率の高い魚病の頻発に伴う生産効率の低下などによって生産コストが増大しており、生産コストの低減と高付加価値化による価格競争力向上が課題となっています。

## ② 養殖生産物の販売

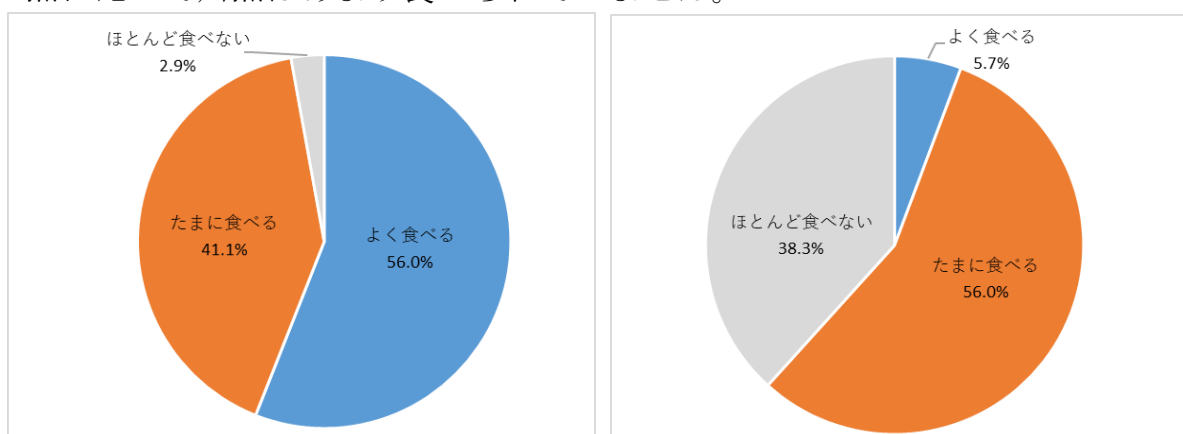
県内で生産される養殖生産物は、活魚出荷（釣り堀用・オトリ用）、鮮魚出荷（観光地や市場を出荷先とする食用）として販売されるほか、冷凍や甘露煮・塩干品などの加工品が販売されています。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本県への観光客数が大幅に減少した影響をまともに受ける結果となっており、観光地以外への販路拡大が課題となっています。

## (3) 宇都宮市中央卸売市場における淡水魚の流通

宇都宮市中央卸売市場における淡水魚の取扱いは、ウナギ、アユが中心となっています。令和元年は、アユ（鮮魚）の取扱量は 9.5 t（うち本県産は 1.7 t）となっています。冷凍アユは 7.7 t（うち本県産は 0.03 t）を入荷しています。

## (4) 消費

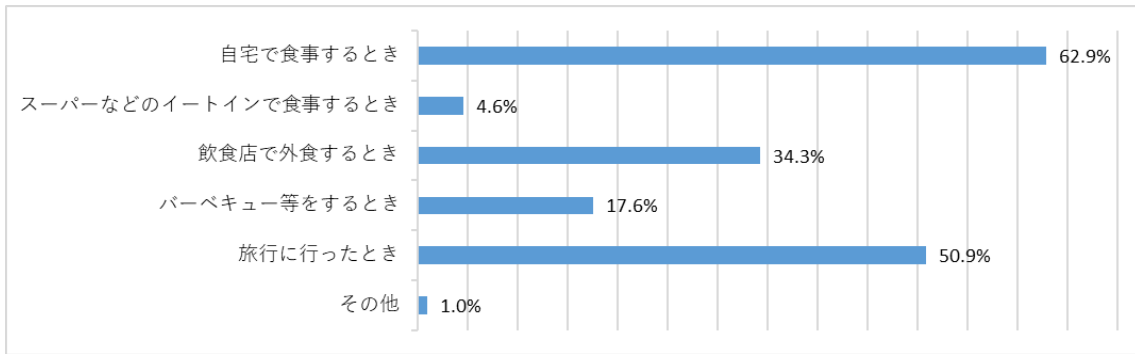
県民の魚の消費に関するアンケート調査（R2 実施）では、海魚、川魚を問わず魚を「よく食べる」は 56.0%、「ほとんど食べない」は 2.9%だったのに対し、川魚を「よく食べる」は 5.7%、「ほとんど食べない」は 38.3%と海魚に比べて川魚はあまり食べられていません。



魚（海魚・川魚を問わず）を食べる割合

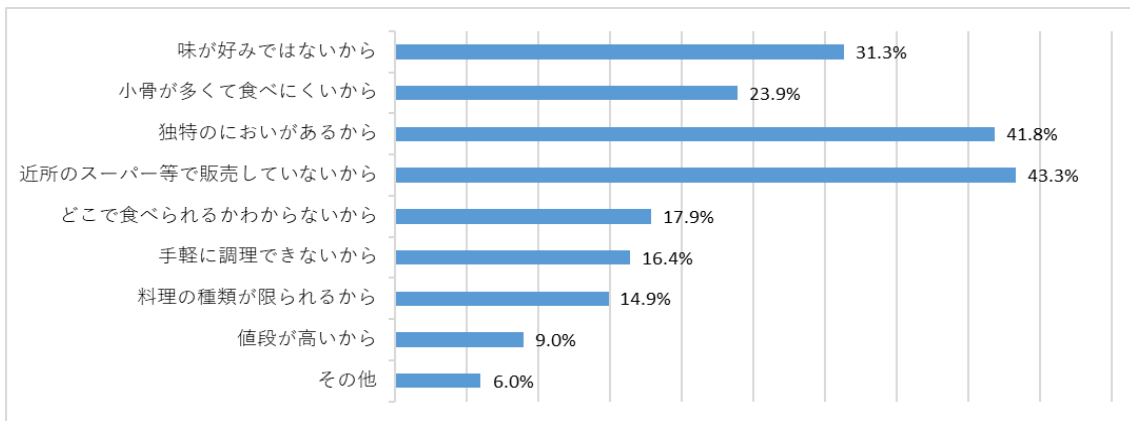
川魚を食べる割合

川魚を食べる機会は「自宅で食事するとき」が 62.9%で最も多いものの、「旅行に行ったとき」が 50.9%、「飲食店で外食するとき」が 34.3%と上位を占めており、非日常的な場面で多く食されています。



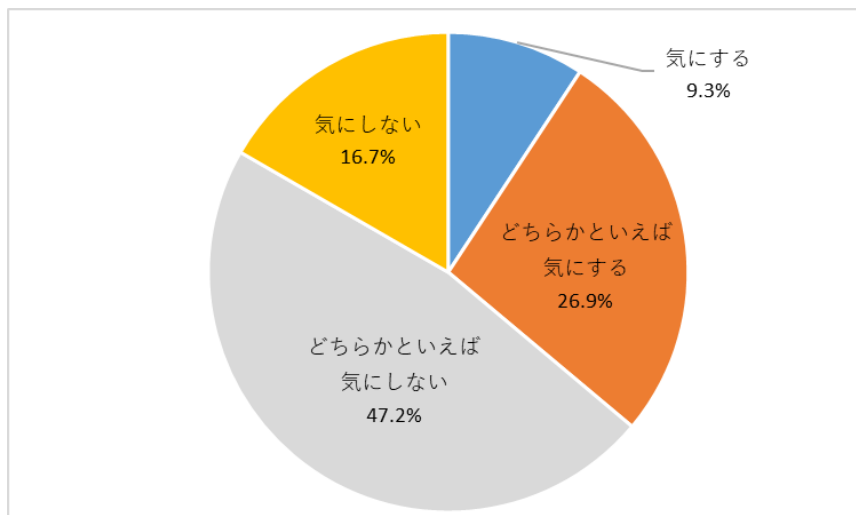
川魚を食べる機会（複数回答）

川魚をあまり食べない理由は、「近所のスーパー等で販売していないから」が 43.3%と最も多く、川魚を購入できる小売店等の確保・拡大が課題となっています。



川魚をあまり食べない理由（複数回答）

一方、「天然・養殖の違い」については、「気にしない」「どちらかといえば気にしない」が 63.9%を占め、前回調査時（H26）の 57.6%からさらに増えました。



天然・養殖の違い

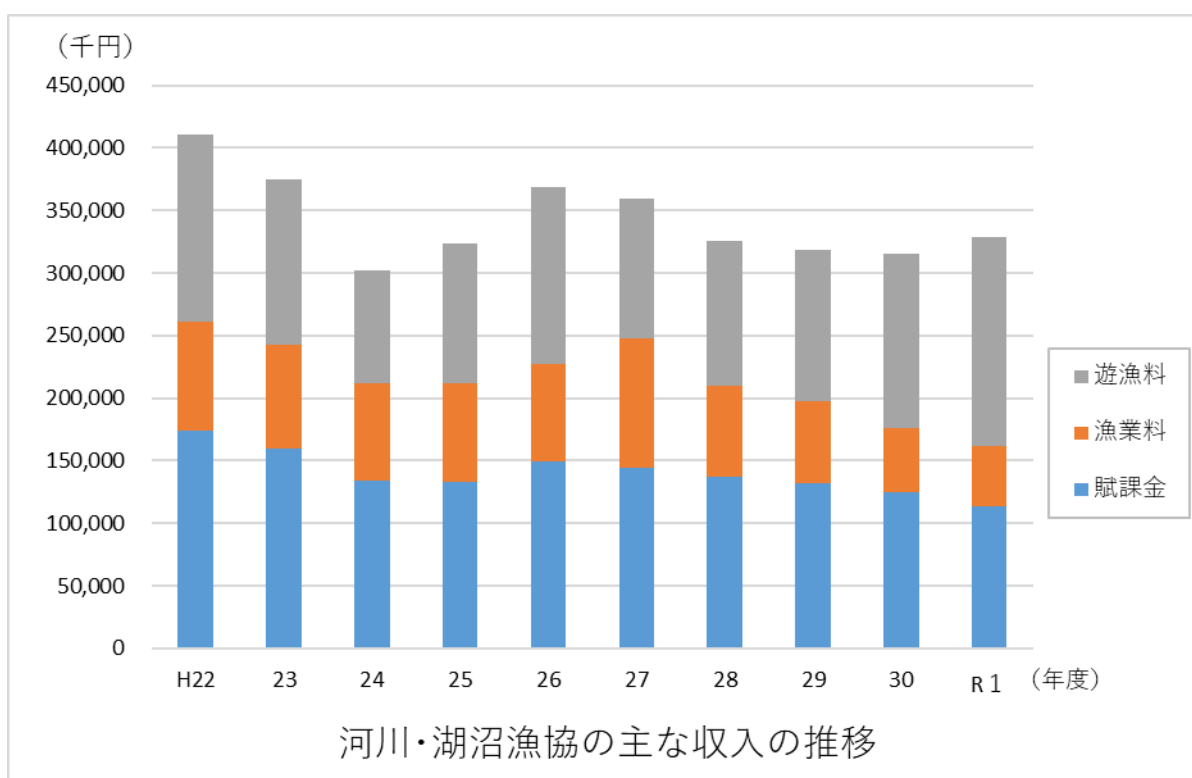
## (5) 漁業団体等

### ① 河川・湖沼漁業協同組合

本県の河川・湖沼には、水産業協同組合法に基づき、20の漁業協同組合、漁業協同組合連合会2団体が知事により認可されています。

漁協は、増殖事業のほかに、漁場管理、組合員管理等の指導事業を行っています。また、一部の漁協では、利用事業（釣り堀）、養魚事業（養殖）、購買事業（おとりアユ販売）などを実施し、組合員の利便性向上や経営基盤強化を図っています。

漁協が行う事業に必要な経費は、主に組合員からの賦課金・漁業料収入と遊漁者からの遊漁料収入で賄われています。



これらの収入は、平成23年の原発事故以降大きく減少しています。その後も以前の水準には戻っておらず、漁業経営に深刻な影響を及ぼしています。

県漁連は、県内の漁協を対象に、経営及び技術の向上に関する指導や漁場環境の維持保全に関する事業を実施するとともに、種苗センターにおいてアユ種苗の生産供給事業を行い、本県漁業の中核的な役割を果たしています。

### ② 養殖経営体

本県では、養殖経営体58、業種別養殖組合1組合が養殖魚の生産・販売を行っています。経営形態は水産業協同組合、法人組織、個人経営の3形態となっています。

栃木県養殖漁業協同組合（以下「養殖漁協」という。）は、養殖経営体を会

員とする業種別組合で、マス類やアユの種苗供給、県産魚の販売促進、飼料や燃油のセーフティーネット事業の窓口を務める等、本県養殖漁業における中心的役割を果たしています。また、平成 26 年に設立された「プレミアムヤシオマス振興協議会」の事務局を務め、ブランド維持のための品質管理や販売促進を行うなど、マーケティングの取組を行っています。

### ③ その他の団体

県内漁業者への資金融通の円滑化を目的に設立された栃木県漁業信用基金協会は、保証実績が低迷し、今後も増える見込みが無いことから、平成 29 年 3 月に解散しました。

## (6) 栃木県内水面漁業振興基金

平成 29 年 5 月に、県内漁場を活性化させるための事業を継続的に実施するための「栃木県内水面漁業振興基金」を県漁連に造成（令和 8 年度まで）しました。同基金は、県漁連や漁協などが行う水産振興のための各種事業に活用されています。

## (7) 原子力災害

平成 24 年 4 月に食品中の放射性セシウムの基準値が 500Bq/kg から 100 Bq/kg に変更されたことに伴い、県内 22 漁協中 18 漁協の管内で河川に生息する魚種に対し、国からの出荷制限指示や県からの採捕自粛要請がなされました。その後、ほとんどの区域で安定的に基準値を下回るようになったため制限は順次解除されましたが、令和 3 年 3 月末現在、中禅寺湖のブラウントラウトについては、県の解禁延期要請が継続しています。

県では、県全域の河川・湖沼に生息する魚類について、国が検査対象品目として指定する魚種を中心に、また、養殖魚については、全地域の全魚種を対象に計画的にモニタリング検査を行い、その結果を速やかに公表して安全性を PR しています。

養殖魚では、飼料の放射性物質に対する汚染防止管理等が徹底されていたこともあり、そのほとんどは放射性セシウムが検出限界以下でしたが、風評被害の影響を受け、消費は原発事故前の水準に回復しておらず、河川・湖沼の漁獲量や遊漁者数についても、同様に回復していないことから、風評被害に係る補償の協議が課題となっています。

## (8) 栃木県内水面漁場管理委員会による漁業調整

栃木県内水面漁場管理委員会では、内水面における漁業秩序の維持と水産動植物の採捕及び増殖に関する必要な指示や漁業調整に関する知事からの諮問に対する答申等を行っています。漁協の遊漁規則の改正に対する答申では、冷水病対策として行われたアユ釣り解禁時期の早期化の実現など、公平・公正な調整の下、本県内水面漁場の振興にも貢献しています。

### (9) 試験研究と技術の普及指導

県水産試験場（以下「水産試験場」という。）では、河川湖沼漁業や養殖漁業の振興及び水域生態系の保全・復元を進めるために必要な試験研究を行っています。

また、漁協や養殖生産者、一般住民などに対する技術や知識の普及指導、魚病等各種検査業務などを実施しています。

### (10) 市町や関係機関との連携

魚類を地域の特産魚として定着させるためには、漁協や養殖生産者は、地元市町及び消費者等とも密接に連携・協働していくことが求められます。

### (11) 情報の発信

県民の水産への理解促進を図るためには、効果的な情報発信が不可欠です。なかがわ水遊園では、毎年約 28 万人以上の入館者が訪れ、魚類などを「見る」「体験する」「味わう」ことができる施設となっています。



アユ釣り客で賑わう県内漁場